

自主規制規則の見直しに関する検討結果等について

平成 29 年 12 月 20 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、本年 4 月 19 日から 5 月 18 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、本年 7 月 19 日に「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表いたしました。

上記検討計画における「規制の見直しの検討に着手する事項（1 件）」に関する検討結果（又は検討状況）について、下記①のとおり、御報告いたします。

また、「平成 28 年度の自主規制規則の見直しに関する検討結果等」において、「検討中」となっていた提案事項（1 件）について、その後の検討状況を下記②のとおり、御報告申し上げます。

①平成 29 年度の自主規制規則の見直しに関する検討結果等

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 29 年 7 月 19 日)			検討結果（又は検討状況） (○検討済、△検討中)
	提案事項	提案の概要		
1	協会の従業員による信用取引及び有価証券関連デリバティブ取引等の禁止の見直し 【協会の従業員に関する規則】	○ 信用取引やデリバティブ取引は、保有する金融資産やポートフォリオに対するヘッジ機能を提供するなど、投機的利益の追求を目的としない取引も存在し、資産形成やリスク管理に有効な取引手段の一つである。 また、協会の役職員が実際に自己で取引を行うことにより、これまで以上に投資家の立場に立った説明ができるようになるなどのサービスの品質向上が期待できるほか、信用取引は仮需要の供給による流動性の向上という機能もあることから、商品の流動性の向上に資することも考えられる。		○ 検討済 「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」における議論では、規則見直しについて一部積極的な意見はあったものの、合意形成には至らなかった。そのため、改めて書面による意見照会をした結果、以下のような理由によ

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 29 年 7 月 19 日)		検討結果 (又は検討状況) (○ 検討済、△ 検討中)
	提案事項	提案の概要	
		さらに、海外では全面的な禁止はしておらず、各社の方針や社内手続きによって管理・運用が任されており、国内における原則禁止の取扱いとは海外と比べて非常に厳しい規制になっている。 以上の理由から、協会員の役職員による信用取引及びデリバティブ取引を解禁し、代わりに投機的利益の追求を目的とした取引等の防止のための社内管理態勢の整備等を求める規制に変更してはどうか。	り、現状維持が妥当との意見が大多数を占めるため、規則の見直しは行わないとの結論に至った。 従業員による専ら投機的利益の追求を目的とした売買は内閣府令で禁止されているところ、一般的には現物取引と比して信用取引等は投機的取引と見られることが多く、信用取引等の全てが投機的取引に該当するものではないとの意見はあるものの、投機的取引に該当しない範囲を予め設定することは容易ではなく、仮にその範囲を設定できたとしても、その遵守のための内部管理態勢の構築には大きな労力及びコストが必要になると考えられる。 これらのことから、現時点において規則改正を

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 29 年 7 月 19 日)		検討結果 (又は検討状況) (○検討済、△検討中)
	提案事項	提案の概要	
			行う積極的理由は見出しにくく、当面は現状維持が妥当と考えられる。

②平成 28 年度の自主規制規則の見直しに関する検討結果等

項番	提案事項	提案の概要	結果
2	取引所又は証券金融会社による規制措置が取られている銘柄に係る説明義務の適用除外 【協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則】	○ 協会員は、金融商品取引所又は証券金融会社により以下の 1～3 の措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならないことになっている。 しかしながら、信用取引を行う顧客の大半は、1～3 に該当する銘柄を了知していると思われるが、とりわけ 1 の日々公表銘柄については、一部の新聞において全ての銘柄が掲示され、また、証券各社のホームページにも掲載されている。 については、1 の日々公表銘柄については、説明義務の対象から除外してはどうか。 1 金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄 2 金融商品取引所が信用取引に係る委託保証金率の引上げ(委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。)措置を行っている銘柄 3 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起を行った銘柄	○ 検討済 「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討を行った結果、本提案について一定の方向性は議論できると考えられるものの、PTS における信用取引全体の枠組みがわかってから検討すべきであるとの合意が得られたため、PTS における信用取引解禁の議論の動向を確認後、再度議論を行うこととなった。

以 上



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料 2

FINMACに寄せられた苦情相談に関する 新たな取組み

平成29年12月20日
日本証券業協会

1. はじめに

➤ 「当面の主要課題」(平成29年度)

○ 仲介者の機能・信頼性の向上

5. 金融サービス利用に伴うトラブルの未然防止のための方策・態勢の整備

「金融サービス利用に伴うトラブルに関する状況把握及び分析を通じて、その未然防止のための有効な方策・態勢を検討し、必要な対応を行う。」

➤ 金融庁幹部からの問題提起(平成29年2月)

○ 金融庁が提起した主な論点

「日本証券業協会においても、現状実施している各種相談等の分析をより詳細に行っていただきたい。証券会社の営業担当者がその業務を改善・向上する上で参考となるような情報(例:顧客対応に際して具体的に何が問題であったか)を、営業担当者に分かりやすく還元できるよう、検討いただきたい。」

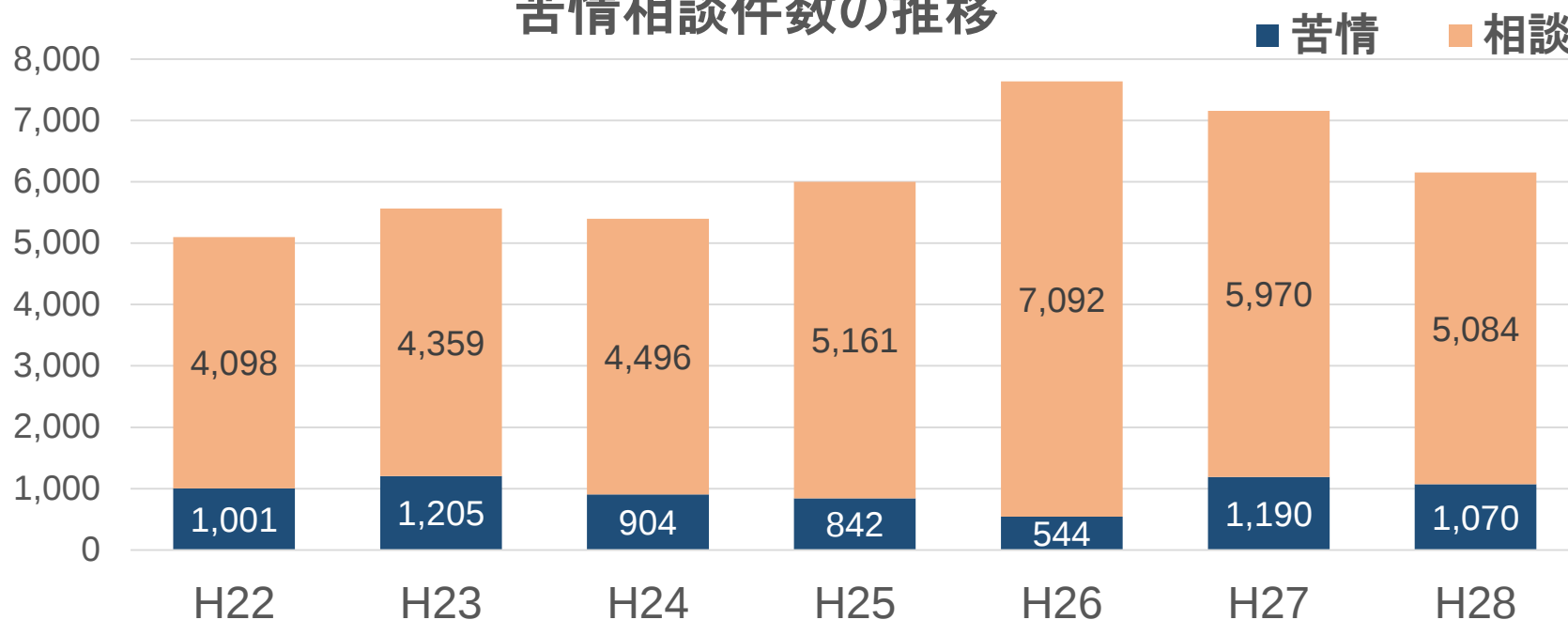


新たな取組みの検討

2. 苦情相談データの蓄積

○ 現状、FINMACには、毎年苦情1,000件前後、相談5,000～7,000件台のデータの集積がある。

苦情相談件数の推移



出所:FINMAC事業報告書

3. これまでの取組み

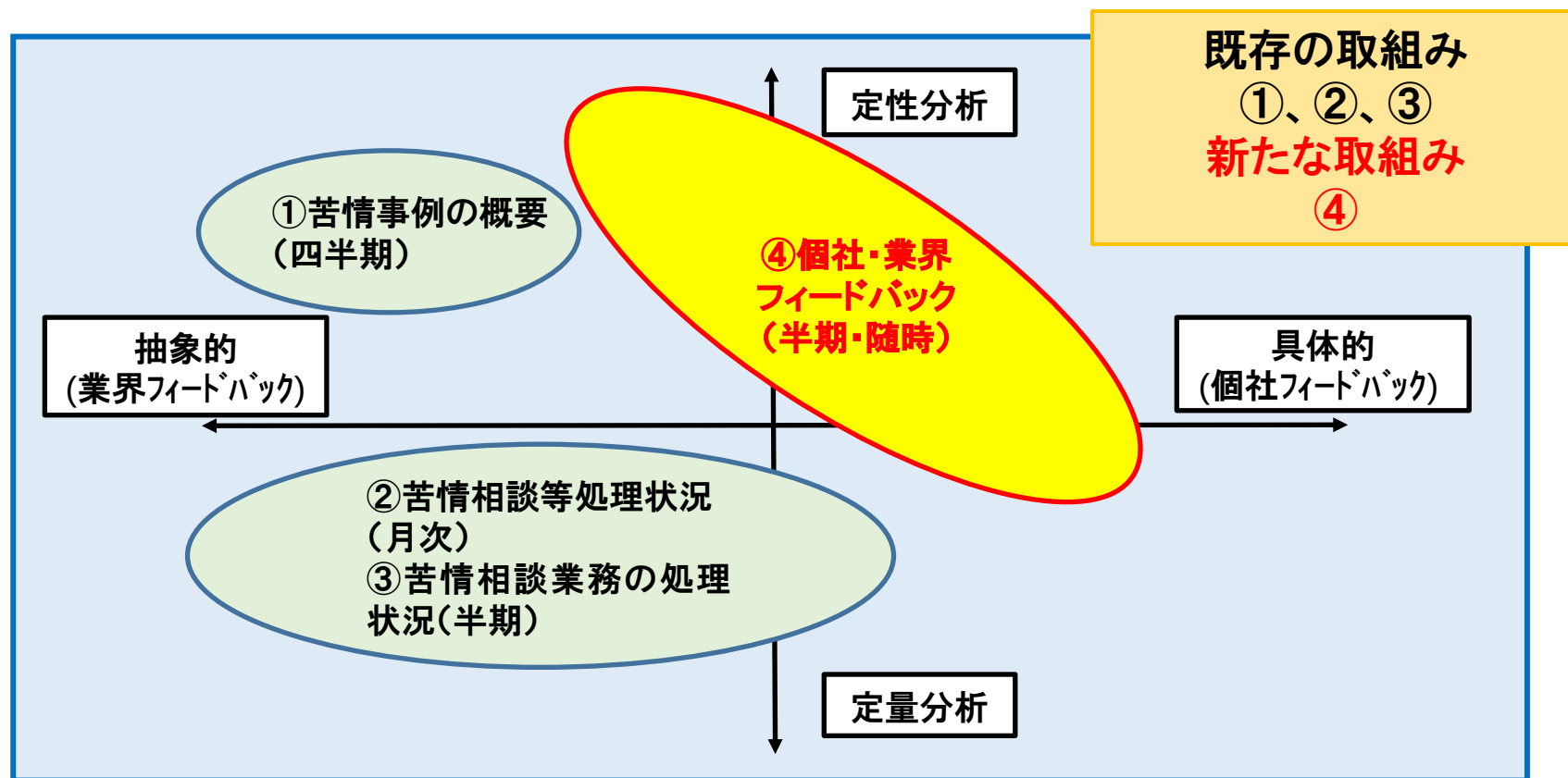
○ これまでも、本協会ではFINMACへの苦情相談に関し、同センターへの委託業務を通じて、苦情相談の処理状況を取りまとめ、フィードバックを行ってきた。

タイトル	内 容	頻 度	公表方法
① 苦情相談等処理状況	・類型別、商品別の月間処理件数等	毎月	協会員通知 協会ホームページ
② 苦情事例の概要	・苦情事例の概要等	四半期	協会員通知
③ 苦情相談業務の処理状況	・類型別、商品別の半期処理件数等 ・典型的な内容や具体的な商品	半期	協会員通知 協会ホームページ
	・上記資料の簡易分析		協会WAN

4. 新たな取組みのイメージ

これまでは・・・ ⇒ 「**定量的・抽象的な分析**」と「**業界へのフィードバック**」

新たな取組み ⇒ 「**より具体的な切り口やテーマに基づく定性的な分析**」
と「**業界だけでなく、個社へのフィードバック**」



会員の平成 29 年度中間決算概況について

平成 29 年 12 月 20 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 会員（256 社）の中間決算概況^{注1}

会員の平成 29 年度中間決算概況は以下のとおりである。

- (1) 営業収益は 1 兆 9,716 億円（前年同期比 472 億円増、同 2 % 増）であった。
その内訳をみると、受入手数料は、委託手数料が 2,945 億円（同 342 億円増、同 13 % 増）及び募集・売出しの取扱手数料が 1,603 億円（同 315 億円増、同 25 % 増）と前年同期を上回った一方、引受け・売出し手数料が 674 億円（同 126 億円減、同 16 % 減）であったことから、全体として 1 兆 650 億円（同 543 億円増、同 5 % 増）と前年同期と比べ微増に留まった。
トレーディング損益は 4,816 億円（同 994 億円減、同 17 % 減）と前年同期を下回った一方、金融収益は、受取配当金が 1,444 億円（同 509 億円増、同 54 % 増）と前年同期を大きく上回り、全体として 3,964 億円（同 893 億円増、同 29 % 増）となった。
なお、営業収益から金融費用 2,382 億円（同 352 億円増、同 17 % 増）を差し引いた純営業収益は、1 兆 7,333 億円（同 120 億円増、同 1 % 増）となった。
- (2) 販売費・一般管理費は、取引関係費が 3,593 億円（前年同期比 155 億円増、同 5 % 増）及び人件費が 5,391 億円（同 144 億円増、同 3 % 増）となったことなどから、全体として 1 兆 4,274 億円（同 553 億円増、同 4 % 増）となった。
- (3) 以上のことから、営業損益は 3,057 億円（前年同期比 434 億円減、同 12 % 減）及び当期純損益は 2,416 億円（同 1,479 億円減、同 38 % 減^{注2}）と前年同期を下回った。

^{注1} 平成 29 年 9 月末現在の会員 264 社のうち、廃業した会社など 8 社を除く 256 社の合算ベース。前年同期（251 社）より 5 社増。

決算数値の集計に当たっては、平成 26 年金融商品取引法等改正による事業年度規制の見直しに伴い、会員によって決算期が異なることから、以下の①～⑤の合計としている。

- ① 平成 29 年 10 月決算会社 3 社の中間決算（平成 28 年 11 月～平成 29 年 4 月）の合計数値
- ② 平成 29 年 11 月決算会社 1 社の中間決算（平成 28 年 12 月～平成 29 年 5 月）の数値。
- ③ 平成 29 年 12 月決算会社 31 社の中間決算（平成 29 年 1 月～平成 29 年 6 月）の合計数値。
- ④ 平成 30 年 1 月決算会社 1 社の中間決算（平成 29 年 2 月～平成 29 年 7 月）の数値。
- ⑤ 平成 30 年 3 月決算会社 220 社の中間決算（平成 29 年 4 月～平成 29 年 9 月）の合計数値。

^{注2} 昨年度は特定の会員におけるグループ内の再編に伴う多額の特別利益等が計上されていた。

2. 各社の当期損益の状況

決算状況から、全 256 社を当期純損益で利益計上した会社（黒字会社）と損失計上した会社（赤字会社）に区分してみると、188 社が黒字会社（前年同期比 44 社増）で、全体の 73%を占めている。

平成 29 年度中間期の状況

		黒字会社		赤字会社	
		社数	割合	社数	割合
全国	256 社のうち	188 社	73%	68 社	27%
国内法人	245 社のうち	179 社	73%	66 社	27%
本庁監理会社	66 社のうち	52 社	79%	14 社	21%
財務局監理会社	179 社のうち	127 社	71%	52 社	29%
外国法人	11 社のうち	9 社	82%	2 社	18%

(注)「割合」は、各区分の会社数に占める割合。

【参考】

平成 28 年度中間期の状況

		黒字会社		赤字会社	
		社数	割合	社数	割合
全国	251 社のうち	144 社	57%	107 社	43%
国内法人	240 社のうち	135 社	56%	105 社	44%
本庁監理会社	60 社のうち	52 社	87%	8 社	13%
財務局監理会社	180 社のうち	83 社	46%	97 社	54%
外国法人	11 社のうち	9 社	82%	2 社	18%

(注)「割合」は、各区分の会社数に占める割合。

以 上

会員の平成29年度中間決算概況

(平 29. 12. 20)
(単 位 : 百万円)

項目	全 国					国 内 法 人					外 国 法 人				
	平29中間期 (A)	平28中間期 (B)	平28通期 (C)	(A) (B)	(A) (C)	平29中間期 (A)	平28中間期 (B)	平28通期 (C)	(A) (B)	(A) (C)	平29中間期 (A)	平28中間期 (B)	平28通期 (C)	(A) (B)	(A) (C)
会 社 数	社 256	社 251	社 255	% -	% -	社 245	社 240	社 244	% -	% -	社 11	社 11	社 11	% -	% -
営業収益	1,971,662	1,924,456	3,956,558	102%	50%	1,946,446	1,904,077	3,918,784	102%	50%	25,216	20,379	37,774	124%	67%
受入手数料	1,065,075	1,010,714	2,134,043	105%	50%	1,053,312	999,001	2,112,258	105%	50%	11,763	11,713	21,785	100%	54%
委託手数料	294,509	260,393	558,650	113%	53%	293,753	259,799	557,606	113%	53%	756	594	1,043	127%	72%
トレーディング損益	481,629	581,008	1,113,226	83%	43%	481,938	578,150	1,089,734	83%	44%	▲ 309	2,858	3,092	-	-
金融収益	396,435	307,118	651,699	129%	61%	382,677	301,316	638,803	127%	60%	13,758	5,802	12,895	237%	107%
金融費用	238,277	203,066	416,611	117%	57%	229,648	198,655	406,839	116%	56%	8,629	4,411	9,772	196%	88%
純営業収益	1,733,305	1,721,304	3,539,946	101%	49%	1,716,721	1,705,339	3,511,944	101%	49%	16,584	15,965	28,002	104%	59%
販売費・一般管理費	1,427,490	1,372,144	2,823,138	104%	51%	1,416,239	1,361,531	2,802,871	104%	51%	11,251	10,613	20,267	106%	56%
営業損益	305,757	349,153	716,807	88%	43%	300,427	343,803	709,073	87%	42%	5,330	5,350	7,734	100%	69%
営業外損益	29,188	25,862	26,642	113%	110%	29,064	25,764	26,464	113%	110%	124	98	177	127%	70%
経常損益	334,965	375,033	743,450	89%	45%	329,513	369,586	735,538	89%	45%	5,452	5,447	7,912	100%	69%
特別損益	7,190	79,172	74,340	9%	10%	7,207	79,143	74,001	9%	10%	▲ 17	29	339	-	-
税引前損益	342,161	454,207	817,791	75%	42%	336,726	448,730	809,539	75%	42%	5,435	5,477	8,251	99%	66%
法人税等	100,404	64,575	195,220	155%	51%	99,105	63,574	193,391	156%	51%	1,299	1,001	1,828	130%	71%
当期純損益	241,684	389,533	622,570	62%	39%	237,551	385,062	616,146	62%	39%	4,133	4,471	6,423	92%	64%

(注1) 平成29年9月末現在の全国証券会社264社のうち、廃業した会社など8社を除く。

(注2) 「法人税等」には「法人税等調整額」等を含む。

(注3) 決算数値の集計に当たっては、平成26年金融商品取引法等改正による事業年度規制の見直しに伴い、会員によって決算期が異なることから、以下の①～⑤の合計としている。

- ① 平成29年10月決算会社3社の中間決算(平成28年11月～平成29年4月)の合計数値。
- ② 平成29年11月決算会社1社の中間決算(平成28年12月～平成29年5月)の数値。
- ③ 平成29年12月決算会社31社の中間決算(平成29年1月～平成29年6月)の合計数値。
- ④ 平成30年1月決算会社1社の中間決算(平成29年2月～平成29年7月)の数値。
- ⑤ 平成30年3月決算会社220社の中間決算(平成29年4月～平成29年9月)の合計数値。



JSDA

日本証券業協会

Japan Securities Dealers Association

平成30年度税制改正大綱について

平成29年12月

日本証券業協会

1. 要望の検討プロセス・与党への説明

1. 証券戦略会議における審議等（平成30年度要望の検討プロセス）

平成29年	議案	備考
4月18日	・税制改正要望検討スケジュール報告 ・税制改正要望骨子案（証券税制WG）報告	4/19～5/12 会員証券会社に対し、要望 提案・意見募集
6月20日	・税制改正要望骨子案の取りまとめ	上記提案等を踏まえ修正
9月19日	・税制改正要望決定	
11月14日	・税制改正要望の対応状況等について報告	

2. 与党・野党への税制改正要望説明

平成29年	業界要望の説明の機会
11月8日	・自由民主党「証券市場育成等議員連盟」懇談会 ・自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」（ヒアリング）
11月22日	・公明党 財政・金融部会（ヒアリング）
11月29日	・希望の党 税制改正ヒアリング
11月30日	・立憲民主党 平成30年度税制改正要望に関するヒアリング

2. 自民党税調における検討状況

日程（平成29年）	議 題
1 1 月 2 2 日	・ 総 会（経済・金融情勢、財政状況・税収動向、地方財政状況・地方税収動向）
1 1 月 2 7 日	・ 部会要望
1 1 月 2 9 日	・ 主要項目①（個人所得課税、法人課税、事業承継税制等、固定資産税等）
1 1 月 3 0 日	・ 主要項目②（たばこ税、観光財源の確保、森林吸収源対策に係る地方財源の確保、地方消費税の清算基準、地方税源の偏在是正、国際課税、納税環境整備）
1 2 月 6 日	・ ○×等審議
1 2 月 7 日	・ マル政項目①（個人所得課税、法人課税、事業承継税制等、固定資産税等）
1 2 月 8 日	・ マル政項目②（森林吸収源対策に係る地方財源の確保、地方消費税の清算基準、地方税源の偏在是正、たばこ税、観光財源の確保、関税）
1 2 月 1 2 日	・ マル政等処理
1 2 月 1 3 日	・ 最終とりまとめ
1 2 月 1 4 日	・ 税制改正大綱の取りまとめ ⇒自民党了承後に公明党と協議し、公表

与党税制改正大綱(<https://www.jimin.jp/news/policy/136400.html>)

3. 税制改正大綱に盛り込まれた要望項目

【NISAの利便性向上に向けた措置】

	要望項目（証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの）	結果（○は実現）
1	NISAの非課税期間終了時に、特に意思表示をしない限り特定口座に移管されるものとする こと	○
2	NISAの口座開設申込時に、即日で買付を可能とすること ※	○ (平成31年1月1日以後)

※ 証券界としては「口座開設手続きの迅速化を図ること」を要望。

（参考）平成30年度税制改正大綱

第二 平成30年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

2 金融・証券税制

（3）非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置を講ずる。

① 非課税口座の開設手続について、次の見直しを行う。

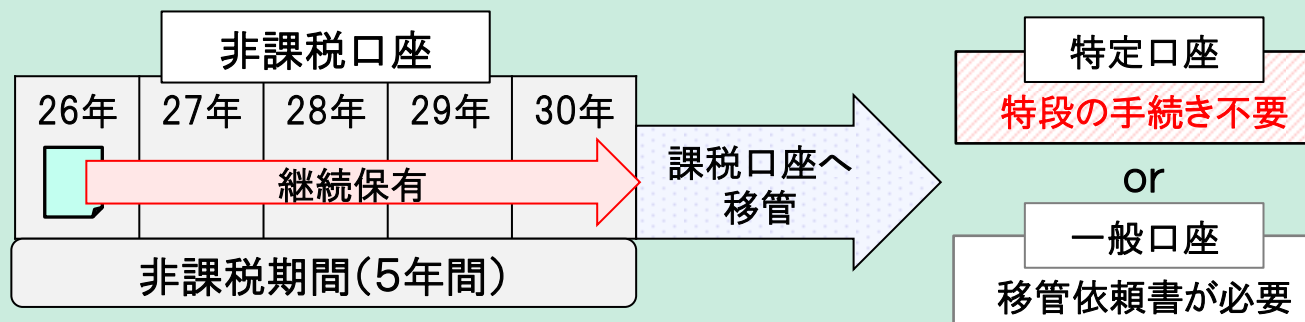
イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座の開設をしようとする居住者等は、当該営業所の長に対し、非課税適用確認書の添付を要しない**非課税口座簡易開設届出書**の提出ができることとする。…[中略]…

② 非課税口座内上場株式等は、**非課税期間終了**の日…[中略]…に非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されている特定口座がある場合には、他の年分の非課税管理勘定や特定口座以外の他の保管口座に移管されるときを除き、当該**特定口座に移管**されることとする。…[以下略]…

(参考) NISA非課税期間終了時の払出し先について 特定口座を原則とすること

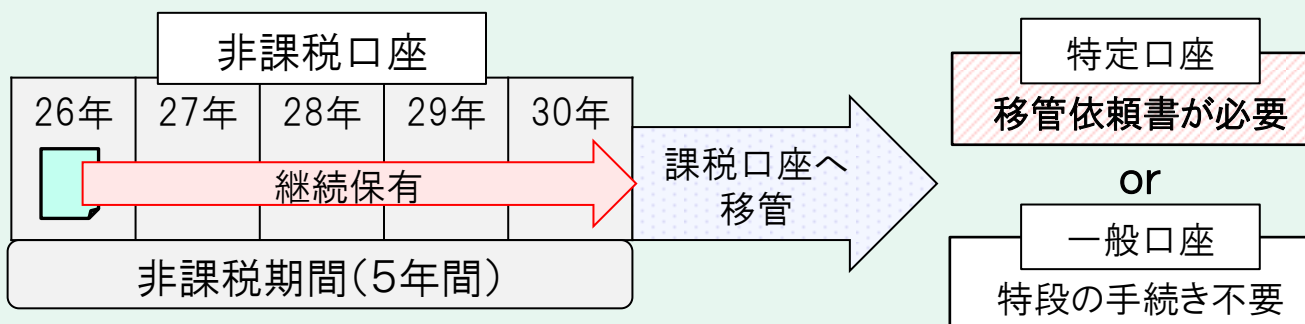
一般NISAで、非課税期間終了時にロールオーバーしない場合

今後



非課税期間終了時に特段の手続を行わない場合、特定口座に移管

従前



非課税期間終了時に特段の手続を行わない場合、一般口座に移管

3. 税制改正大綱に盛り込まれた要望項目

【特定口座の利便性向上に向けた措置】

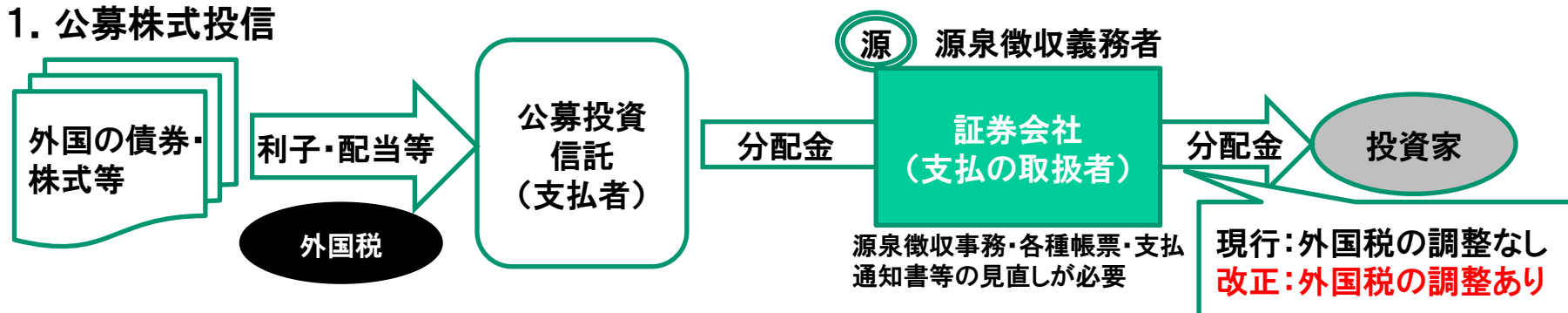
	要望項目（証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの）	結果（○は実現）
3	役員報酬として支給される、一定期間譲渡が出来ない株式（いわゆる「リストラクテッドストック」）について、譲渡が可能となった際、 特定口座でも保有できるようにする など、所要の措置を講じること	○
4	証券会社等が適切に源泉徴収義務を果たせるように、純資産減少割合等の情報に関して、 上場会社から証券会社等への通知義務 を課すなど、所要の措置を講じること	○
5	自社株式等を対価とする公開買付け において、株主への課税を繰り延べるとともに、当該自社株式等について 特定口座への受入れを可能 とすること	○ (産業競争力強化法の改正を前提に)

3. 税制改正大綱に盛り込まれた要望項目

【公募投資信託等の内外二重課税の調整】

	要望項目（証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの）	結果（○は実現）
6	公募投資信託等を経由して支払った 外国税 を、国内で支払う 源泉所得税から控除 できるようにするなど、内外二重課税の調整措置を講じること	○ (平成32年1月1日以後)

1. 公募株式投信



2. 上場ETF、上場REIT、上場JDR

（証券会社で分配金を受け取る方式を選択した場合※）



※支払者から直接分配金が支払われる場合には支払者において外国税の調整を行う

3. 税制改正大綱に盛り込まれた要望項目

【店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置】

	要望項目（証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの）	結果（○は実現）
7	店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の延長	○ (3年)

【マイナンバー利用者の負担軽減】

	要望項目（証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの）	結果（○は実現）
8	NISA口座廃止の際に金融機関が税務当局に提供する事項に関し、 一定の場合にマイナンバーを不要 とすること	○
9	マイナンバー既告知者が氏名又は住所を変更した場合において、 変更告知に係るマイナンバーの告知等を不要 とすること	○

4. 検討事項とされた要望項目

【金融所得課税の一体化に向けた税制措置】

	要望項目（証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの）	結果
1	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取扱う総合取引所の実現にも資する観点から、 金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること	長期検討事項※

※税制改正大綱の検討事項に記載されているもの

【参考】平成30年度税制改正大綱

第三 検討事項

2 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

（注）平成28年度及び平成29年度税制改正大綱の記述から変更はない

【投資家の利便性向上】

	要望項目（証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの）	結果
2	国税の確定申告書に、「配当及び譲渡所得の地方税に係る申告不要」の記載欄を追加することにより、 国税の確定申告のみで手続が完了 するよう、所要の措置を講ずること	長期検討事項※

※大綱の検討事項には記載されていないが、税調審議で二重△（長期検討事項）とされたもの

5. 税制改正で認められなかった要望項目

	要望項目（証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの）	結果
1	NISA制度の恒久化（現行：一般NISA及びジュニアNISAは平成35年まで、つみたてNISAは平成49年まで）	×
2	上場株式等の相続税評価額等の見直し	×

6. 来年度以降の税制改正の検討に係る記載

平成30年度税制改正大綱

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

2 デフレ脱却・経済再生

(5) その他考慮すべき課題

- ④ 金融所得に対する課税のあり方については、家計の安定的な資産形成を支援するとともに税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

6. 来年度以降の税制改正の検討に係る記載

平成30年度税制改正大綱

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

1 個人所得課税の見直し

(2) 今後の見直しに向けた基本的方向性

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」 (平成29年11月20日)

公的年金の役割を補完する観点から、老後の生活に備えるための自助努力を支援していく必要性が増している。こうした自助努力に関連する制度としては、現在の企業年金・個人年金等に関連する諸制度や、勤労者財産形成年金貯蓄やいわゆるNISAなどの金融所得に対する非課税制度が存在する。…[中略]…

老後の生活に備えるための個人の自助努力を支援し、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度を構築していく観点から、上記の諸制度を包括的に見直していくことが重要である。多くの納税者が長期的な観点から資産運用や生活設計を行っていることにも十分に留意しつつ、細分化された各制度を包括的に取り扱う総合的な枠組みについて、社会保障制度等に関連する政策との連携を含め、検討を進めるべきである。まずは、こうした実情も踏まえた専門的・技術的な見地から専門家の間で論点を整理した上で議論を行うことが適切である。